

社会福祉法人かるが会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かるが会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員（定例的に週3日以上勤務する者）の報酬及び賞与
- (2) 非常勤役員等（常勤役員以外の者）の報酬

2 退職金は支給しないものとする。

(常勤役員の報酬等の支給の基準)

第3条 常勤役員に対する報酬等を支給する場合の支給の基準は別表第1及び別表第2の額とする。

- 2 常勤役員に対しては、通勤手当を支給することができる。通勤手当を支給する場合における当該通勤手当の額は、この法人の職員の支給の基準に準じる額とする。
- 3 常勤役員が職務のため出張をしたときは旅費を支給することができる。旅費の細目については別に定める「社会福祉法人かるが会 役員等旅費支給規程」によるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の支給の基準)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の支給の基準は別表第3の額とする。

- 2 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは旅費を支給することができる。旅費の細目については別に定める「社会福祉法人かるが会 役員等旅費支給規程」によるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬、通勤手当、賞与の支給方法はこの法人の職員の例によるものとし、常勤役員、非常勤役員及び評議員の旅費の支給方法は「社会福祉法人かるが会 役員等旅費支給規程」によるものとする。

- 2 理事会、評議員会及び監事監査等への出席にかかる報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定める。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から実施する。

この規程は、平成29年6月24日（定時評議員会で承認）

この規程は定時評議員会承認の日の翌日から実施する。

別表

別表第1（常勤役員の報酬等） 常勤役員を選任し、報酬等を支給するときの基準
但し、上記にかかわらず常勤役員を選任はないので
無報酬とする。

役 職 名	報 酬 の 額
理 事	月額 150,000 円 理事会へ出席の時、別に半日あたり 5,000 円

別表第2（常勤役員の賞与） 別表第1の常勤役員に賞与を支給する時の基準

6 月の賞与	報酬月額×1 か月分
12 月の賞与	報酬月額×1 か月分

別表第3（評議員及び非常勤役員の報酬）

評議員会 理事会 監事監査 への出席	評議員	半日あたり 5,000 円
	理 事	
	監 事	
上記のほか 法人及び施 設業務のため の出勤	監 事	定例的に週1日以上出勤する者 報酬月額 50,000 円